

議案第15号

加西市産業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について

加西市産業振興促進条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成30年2月28日提出

加西市長 西村 和平

加西市産業振興促進条例の一部を改正する条例

加西市産業振興促進条例（平成3年加西市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「中小企業」を「企業」に改める。

第2条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、第8号及び第9号を削る。

第3条第2項中「特定した」を「操業のために操業年の12月31日までに要した」に改め、「の4分の3の額」を削り、「及び」の右に「10年度間における」を加え、「6,000立方メートル」を「2,000立方メートル」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 事業所用地を賃貸借又は産業団地の用地を事業所用地として割賦購入（以下「割賦購入」という。）する場合には、当該土地に係る固定資産税相当額を奨励金の算定に含めるものとする。

第3条第4項を削る。

第3条の2を削る。

第4条第1項中「第3条」を「前条」に改め、同条第2項中「1回限り」を「2回まで」に改め、同項ただし書及び後段を削り、同条第3項中「前項」を「前2項」に、「必要な条件をつける」を「あたり、必要な条件を付す」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、市内に住所を有する事業所が産業団地内に新設する場合にあっては、新たな指定とみなすものとする。ただし、指定の回数は3回を超えることができないものとする。

第5条ただし書中「、産業団地に進出、新設、拡張をする事業所で」を削り、「並びに」を「又は」に改める。

第9条中「規則」を「、規則」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の加西市産業振興促進条例第1条から第5条までの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以降に指定を受けた事業所に係る奨励金の交付から適用し、施行日前に指定を受けた事業所に係る奨励金の交付については、なお従前の例による。

(審議資料)

現行条例において、市内産業団地等への立地を促進するため特例措置を講じてきたが、市内4産業団地については平成26年3月をもって全区画が完売し、新たな企業の進出ができない状況となっている。一方で、地域に根ざして社歴が長い「ものづくり優良企業」は、事業存続への強い思いがあるとともに、新しく事業に挑戦するポテンシャルも高く、周囲の中小・小規模企業を巻き込んで地域経済を牽引する存在となることが期待される。それら企業が多く立地する産業団地以外の区域での事業の新規取り組みや拡張を支援するため、現在産業団地等に適用されている特例措置を市内全域に適用するよう、所要の改正を行うもの。